

オンライン資格確認の用途拡大に向けて (補助金含む)

2021年10月から本格的にスタートしたオンライン資格確認ですが、来年4月から、訪問診療等・オンライン診療等においてもマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が行えるよう議論されています。

本号では、その議論より、オモテ面ではシステム導入に向けた補助金、ウラ面では訪問診療等・オンライン診療等時のオンライン資格確認の手順について一部紹介します。

Topic解説

システムの導入について

オンライン資格確認の導入にあたり、訪問診療等ではモバイル端末の導入とレセプトコンピュータの改修、オンライン診療等ではレセプトコンピュータの改修が必要です。

具体的な導入方法については公表されておきませんが、医療扶助への用途拡大時の対応では、ベンダーから改修ソフトのパッケージを購入するなどの対応が示されていました。

医療機関・薬局に対する補助金について

システムの導入にあたりレセプトコンピュータの改修費用並びにモバイル端末の導入費用（訪問診療等のみ）について補助金が用意される模様です（実施予定）。

下表では各区分に応じて導入に対する補助率等が示されていますので、ご覧ください。

区分	補助率	補助限度額	
		訪問診療・訪問服薬指導等	オンライン診療・オンライン服薬指導
病院	1/2	41.1万円 (事業額上限82.2万円)	39万円 (事業額上限78.1万円)
大型チェーン 薬局	1/2	8.5万円 (事業額上限17.1万円)	6.5万円 (事業額上限13万円)
診療所・薬局	3/4	12.8万円 (事業額上限17.1万円)	9.7万円 (事業額上限13万円)

参考：第558回中医協総会（2023/10/11）総-3を基に東和薬品作成
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00216.html

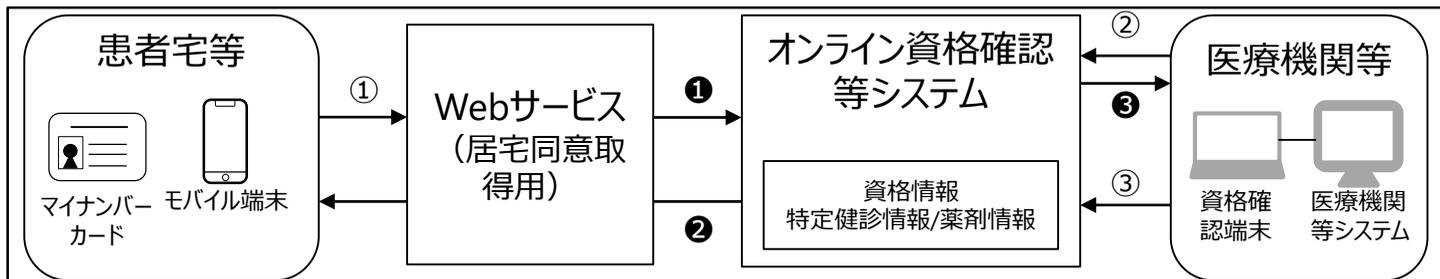
注) 訪問診療等ではレセコン改修とモバイル端末の費用が発生しますが、それぞれ事業額上限が定められています。その上限を超えないようにもご注意ください。

(レセコン改修：病院78.1万円、診療所・薬局13万円、モバイル端末：4.1万円)

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を実施している場合は、訪問診療の金額が上限となります。

Topic解説

ここからは、訪問診療等時とオンライン診療等時のオンライン資格確認の手順について一部ご紹介いたします。



医療関係者・患者側で対応が必要な事項

- ① 訪問診療等時では医療関係者の持参するモバイル端末、オンライン診療等時では患者のモバイル端末を用い、Webサービス（居宅同意取得用）にアクセスし、同意情報の登録を行う。
- ② 医師・歯科医師・薬剤師等が医療機関等システムから資格確認端末を介し、（医療機関等コードを用い、）オンライン資格確認等システムへ情報照会を行う。
- ③ 医師・歯科医師・薬剤師等が医療機関等システムから資格確認端末を介し、（患者の被保険者番号を用い、）オンライン資格確認等システムへ情報照会を行う。

システムが自動で対応する事項

- ① Webサービス（居宅同意取得用）とオンライン資格確認等システム間で同意情報等を連携
- ② オンライン資格確認等システムから、WEBサービス（居宅同意取得用）を介し、モバイル端末に資格情報を送信
- ③ 資格確認端末へ資格情報や薬剤情報等を共有

訪問診療等におけるオンライン資格確認のフロー

初回訪問時

- ①⇒①⇒②⇒②⇒③のフローでオンライン資格確認及び薬剤情報等の確認を行います。
注 ①に記載の『モバイル端末』は医療機関側で用意します（補助金の対象）。

2回目以降（往診を除く）

医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間では、③⇒③のフローで資格確認を行います。

オンライン診療等におけるオンライン資格確認のフロー

患者は、外来受診と同様に医療機関等を利用する度に資格確認・薬剤情報の提供同意が必要です。

- ①⇒①⇒②⇒③のフローでオンライン資格確認及び薬剤情報等の確認を行います。
注 ①に記載の『モバイル端末』は、患者側で用意します。また、PC等も含まれます。

出典：厚生労働省 第559回中医協総会（2023/10/18）総-1-2 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00218.html
第558回中医協総会（2023/10/11）総-3 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00216.html



発行元：東和薬品株式会社